

八王子市摂食・嚥下機能支援懇談会開催要綱

平成 26 年 10 月 1 日施行

改正 平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 八王子市保健医療計画に基づき、市民が生涯にわたって、安全に安心しておいしく食事ができるよう、摂食・嚥下機能に不安を感じている者を支援するため、各機関の専門家により構成された八王子市摂食・嚥下機能支援懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(事 業)

第 2 条 懇談会は、摂食・嚥下機能に不安を感じている者が、安全に安心しておいしく食事ができるよう、下記事項について意見聴取・交換し、医療・看護・介護の事業連携に繋げていくものとする。

- (1) 摂食・嚥下機能維持に関する情報の収集について
- (2) 摂食・嚥下機能障害に関する、それぞれの現場の状況について
- (3) 各機関の連携状況について
- (4) 各機関の情報・意見交換について
- (5) その他懇談会で必要と認める事項について

(開 催)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者で開催する。

- (1) 東京都八南歯科医師会 歯科医師
- (2) 八王子市医師会 医師
- (3) 八王子薬剤師会 薬剤師
- (4) 在宅訪問診療医師
- (5) 訪問看護ステーション 看護師
- (6) 地域包括支援センター
- (7) 言語聴覚士
- (8) 病院看護師
- (9) 東京都歯科衛生士会 歯科衛生士
- (10) 管理栄養士

(11) 八王子市医療保険部地域医療政策課長及び担当

(12) 八王子市福祉部高齢者福祉課 担当

(13) 八王子市健康部健康政策課 担当(保健師)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ臨時の参加者を参加させることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会の座長は東京都八南歯科医師会の歯科医師とし、副座長は八王子市医師会の医師とする。

2 座長は懇談会を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 期)

第5条 会期は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(事務局及び庶務)

第6条 連絡会の事務局は医療保険部地域医療政策課に置き、その庶務は事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。